

平成 30 年度 京都大学リサーチ・ディベロップメントプログラム 小規模・試行的制度

## 若手研究者モビリティ促進支援制度【間:AI DA】

Ambitious Intelligence Dynamic Acceleration

### 平成 30 年度派遣対象

#### 公募要領

#### 1. 目的

平成 30 年度の若手研究者モビリティ促進支援制度【間:AI DA】は、京都大学に所属する志の高い若手研究者(Early Career Researcher: ECR)の短期海外派遣を通じて、日独を中心とする研究グループ間で「国連の持続可能な開発目標(SDGs)」達成に資するような未来につながる国際共同研究ネットワークを構築することを目的とします。本プログラムによる短期派遣終了後も、若手研究者が国際共同研究グループ間の交流を活性化する「触媒」の役割を担うことで、外部資金獲得につながる優れた国際共同研究の推進や、海外の優秀な研究者の呼び込みにつながるような波及効果を期待します。

なお、平成 31 年度中に派遣期間を設定する次期の【間:AI DA】は、日独双方向の若手研究者モビリティ促進を支援する「DAAD-Kyoto University Partnership Programme towards SDGs 2019-2020」へ名称を変更したうえで、本公募要領による平成 30 年度【間:AI DA】の募集と同時に募集を開始します。

#### 2. 応募条件・資格

応募に当たっては、下記①～②の両条件を満たすことが必要です。

① 応募者は若手研究者(ECR)であること

ここでいう若手研究者(Early Career Researcher: ECR)は、博士学位取得中の学生を含み、博士学位(Ph. D.等)取得後 5 年以内の研究者を指します。

② 応募者の雇用・勤務形態または在学形態は以下のいずれかに該当すること

平成 30 年度末まで本学に在籍する資格を有する博士(後期)課程学生<sup>※1</sup>もしくは、研究員、助教、講師、准教授、教授の職の者(時間雇用、有期雇用、特定有期雇用を含む)

※1:応募者が博士(後期)課程学生の場合は指導教官(本学教員)の了解を得ていることが必要です。事務局より問い合わせを行う場合がありますので、申請書に指導教官の氏名・所属・連絡先を記載していただきます。

#### 3. 応募方法・選考手順

##### 3.1 申請書の提出

応募者は、下記に従い申請書を作成して提出して下さい。申請書には、応募者がドイツ側の受入れ機関・研究グループとの間で実施する研究交流の目的、若手研究者(ECR)派遣の計画と期待する効果、国連の持続可能な開発目標(SDGs)貢献に資する中長期的な国際共同研究の展望、若手研究者(ECR)派遣後のネットワーク形成と発展のフォローアップ計画、URAに求める研究支援内容などを記載していただきます。

申請書類: 申請書 (Word ファイル)

申請方法: 電子メールによる提出

\*メールの件名は、「あいだ申請(氏名・部局)」としてください。

提出先: 学術研究支援室【あいだ】担当 E-Mail: aida@kura.kyoto-u.ac.jp

提出期限: 平成 30 年 7 月 12 日 (木)

### 3. 2 選考手順・評価基準

派遣者の選考は、申請書に基づき、以下の評価基準をもとに総合的に判断します。必要に応じて面談を行う場合があります。

- ① 研究課題の目的は学術的な意義と新規性を有しているか
- ② 国際共同研究ネットワーク形成のための ECR 派遣計画と期待する効果は明確であるか
- ③ SDGs 達成への貢献に向けて中長期的な発展性を有しているか
- ④ ECR 派遣後のネットワーク形成と発展のためのフォローアップ計画は明確であるか
- ⑤ 経費の使途は妥当であるか

### 3. 3 スケジュール

公募期間: 平成 30 年 6 月 14 日 (木) ~ 7 月 12 日 (木)

書類選考: 平成 30 年 7 月中旬 ~ 下旬 (面談も行う場合があります)

採択通知: 平成 30 年 7 月下旬頃 (予定)

## 4. 派遣者への支援内容

派遣者は、本プログラムの趣旨・目的を達成するために、ドイツの大学・研究機関へ短期(2週間程度)滞在するのに必要な経費を下記に従って支給されます。また、本学の学術研究支援室と欧州拠点(在ハイデルベルグ)に常駐する URA から、派遣先開拓、競争的外部資金獲得支援、学内研究者マッチング等の支援を受けられます。

- ① 支援額 : 1 件あたりの上限額は 50 万円

[支援対象となる経費の例]

- 旅費
- 学会・シンポジウム参加登録費

- ② 支援期間 : 採択通知日(平成 30 年 7 月下旬を予定) ~ 平成 31 年 3 月 31 日
- ③ 採択予定件数 : 4 件程度

5. 平成 31 年度派遣事業 (DAAD-Kyoto University Partnership Program towards SDGs 2019-2020)との重複応募について

平成 30 年度派遣【間:AI DA】と、別途募集する平成 31 年度派遣 (DAAD とのパートナーシップ)の両方に応募し、平成 30 年度派遣に採択された場合は、平成 31 年度派遣の選考対象から外れます。また、採択後の派遣年度の変更もできませんので、応募に当たっては今後の研究計画を熟考の上、適した年度の募集に応募してください。

6. 派遣者の義務

本プログラムにより派遣される研究者には、下記の義務が課されます。義務を誠実に履行しない、あるいは提出した計画に沿った研究を履行しない(成果を得るために真に必要な計画変更等を除く)等の行為が認められた場合は、経費の返還を求める場合があります。

- ① 本プログラムの遂行にあたり、安全保障輸出管理をはじめとする学内のコンプライアンスに関する諸規程を遵守すること。
- ② 支給された経費は、必ず年度内に執行すること。繰越等は認められません。
- ③ 派遣期間中及び派遣終了後において学術研究支援室 URA からの問合せや面談の依頼に応じること。

(派遣前に担当 URA との打合せを行い、派遣期間中と派遣終了後のネットワーク形成のフォローアップを実施します。また、必要に応じて後継事業である DAAD-Kyoto University Partnership Programme towards SDGs 2019-2020 の推進に協力していただきます。)

- ④ 派遣期間終了後に滞在報告書を作成しウェブ公開<sup>※2</sup>に協力すること。

※2:平成 29 年度の滞在報告事例(下記 URL 参照)

・滞在報告事例①

[http://www.oc.kyoto-u.ac.jp/overseas-centers/eu/news/news-asean-news/20171225\\_5786/](http://www.oc.kyoto-u.ac.jp/overseas-centers/eu/news/news-asean-news/20171225_5786/)

・滞在報告事例②

[http://www.oc.kyoto-u.ac.jp/overseas-centers/eu/news/news-asean-news/20171227\\_5817/](http://www.oc.kyoto-u.ac.jp/overseas-centers/eu/news/news-asean-news/20171227_5817/)

7. 問合せ先

学術研究支援室【あいだ】担当

TEL : 内線 16-5179(園部、桑田、天野、仲野、鈴木、中久保)

E-Mail: aida@kura.kyoto-u.ac.jp